



田隈中通信

【学校教育目標】

心豊かで、主体的に学び、たくましく生きる生徒の育成

大牟田市立田隈中学校

R 6. 11. 1 (金)

発行 藤井 清午

第 7 号

【自転車の罰則が変わります】

○ 道路交通法が改正され、今日から次の2点の変更・追加されます。

- ① 自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化
- ② 「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされる

中学生の皆さんには、特に①の方が関係してきますので、詳しい内容を載せます。



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

〈禁止事項〉

- ・ 自転車運転中にスマホで通話すること（ハンズフリー装置を併用する場合等を除く。）
- ・ 自転車運転中にスマホに表示された画面を注視すること。

※どちらも自転車が停止しているときを除く。

スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。

〈罰則の変更〉

現 行 5万円以下の罰金

↓

11月以降

- ・ 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合
= 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合
= 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



上述の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」だけでなく、次のような運転も重大な事故につながりかねない危険な行為として挙げられています。絶対にしないでください。

- ・ **傘さし運転**（5万円以下の罰金等）
- ・ **イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転**（5万円以下の罰金）
- ・ **2人乗り**（5万円以下の罰金。都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く。）
- ・ **並進運転**（2万円以下の罰金又は科料。「並進可」の標識があるところを除く。）

※ 自転車事故を起こして相手が死亡または怪我をし、高額な賠償金が発生した事例も多数あります。

自転車に乗る場合、努力義務ではありますが、自分の身を守るために、ヘルメットを着用するようにしましょう。

ヘルメットを正しく着用することで、自転車乗用中に死亡する割合は、約1/4にまで低減されます。

(交通事故総合分析センター「交通事故分析レポートvol.97」より)



ヘルメット非着用の自転車乗用中死者の損傷主部位別の割合をみると、**半数以上(56%)が頭部損傷によるもの**であり、負傷者の損傷主部位別の割合と比較すると、頭部損傷の割合が顕著であることが明らかである。このことから頭部を保護するヘルメットを着用することの重要性が明確となっている。ヘルメット着用状況別の致死率を比較しても着用した場合に比べ非着用は致死率が約3倍となっている。

(内閣府「特集 「道路交通安全政策の新展開」より)

【市駅伝競走大会の結果(女子10チーム、男子12チーム)】 ★は区間賞

チーム	成績	選手	
女子A	優勝	1区	2区 (★1位)
		3区 (★2位)	4区 (★1位)
		5区 (★2位)	
男子A	2位	1区 (★1位)	2区 (★2位)
		3区 (★2位)	4区
		5区	6区
女子B	5位	1区	2区
		3区	4区
		5区 (★3位)	
男子B	8位	1区	2区
		3区	4区
		5区	6区

【地区駅伝競走大会の結果(女子35チーム、男子40チーム)】 ★は区間賞

チーム	成績	選手	
女子	12位	1区	2区
		3区 (★1位)	4区
		5区	
男子	8位	1区	2区
		3区	4区
		5区	6区

- 駅伝競走総合体育大会(10月16日:大牟田市駅伝大会、23日:地区駅伝大会)が諏訪公園で実施され、田隈中からも多くの選手が出場し、素晴らしい走りを見せてくれました。

また、市駅伝大会では さんが、地区駅伝大会では さんが、選手を代表して立派な選手宣誓を行いました。

